

令和 7 年 1 1 月 4 日

川越市教育委員会
教育長 新保 正俊 様

川越市立川越高等学校教育審議会
会長 青木 勇藤

川越市立川越高等学校の学校運営の方針について（答申）

本審議会は、令和 5 年 3 月 2 8 日付けの諮問に応じ、川越市立川越高等学校の学校運営の方針に関し、これまでに計 8 回の審議会を開催し、慎重に審議を重ねてきた。その中で、本校の存在意義、期待される社会的役割、目指すべき学校像を示すために、スクール・ミッションを明確にした。

スクール・ミッション

普通教育と商業に関する専門教育を行う川越市立の高等学校として、生徒の個性を伸ばし、協調的精神を育む実践的な教育活動を通して、確かな学力や高い専門性を備え、心身ともに健全で進取の気性に富み、職業を通じて社会に貢献しようとする人物を育成します。

次に、前回の審議会からの答申に基づく施策について、実施状況及び進捗状況を把握し、その効果について検証した。検証結果から本審議会にて協議すべき事項として、以下の 3 つの課題を審議することとなった。

3 つの課題

- ・ 特色ある普通科の教育と商業を重視した実学教育の充実について
- ・ 入試改革と生徒募集について
- ・ 市内企業、大学等と連携した取組について

また、令和 8 年度に創立 100 周年を迎えるにあたり、次の 100 年を見据え、さらなる教育の充実を図るためには、時代の変化を踏まえた教育課程を編成することが重要であり、先進校視察として、山形市立商業高等学校を訪れ、教育課程の編成、商業系学科再編に係る調査を行った。

近年、本校の生徒募集の状況は、令和 7 年 10 月 1 日時点の県内中学校 3 年生を対象とした進路希望状況調査で、普通科を希望する倍率が県内 2 位を獲得するなど、良好である。しかし、商業科を希望する生徒数の減少、私立高校の授業料無償化、県立高校の統廃合など、本校の運営に影響を及ぼすと推測される様々な問題が存在する。

以上のことから、魅力ある学校づくりを推進することは喫緊の課題であり、今後の学校運営の方針を策定するにあたり、3 つの課題についての「意見書」を作成したので、実施されるよう答申する。

なお、実施の際には、「意見書」の結びにある事項に留意するよう併せて要望する。

川越市立川越高等学校の学校運営の方針についての意見書

令和7年11月

川越市立川越高等学校教育審議会

1 特色ある普通科の教育と商業を重視した実学教育の充実について

(1) 教育課程の改善

普通科について、現状では3年次から文系と理系を分けているが、2年次から緩やかな文理分けとして、選択科目を開設し、特に、一般入試を希望する生徒は、3年次から文系と理系を可能な範囲でまとめて、クラスを編成する。

(2) 商業科目の充実

普通科は平成14年度に設置されたが、大正15年の開校当時から、商都川越の商業経営後継者の育成を目的としてきた本校において、商業の分野を学ぶことは大変貴重な経験となるため、普通科における商業系科目の選択を充実させる。

(3) 学科の一部再編

埼玉県公立高等学校において、初のスポーツに関連した商業学科として、令和10年度入学者から「国際経済科」を「スポーツビジネス科」に名称変更する。

また、商業系のスポーツビジネス等に関連した科目を開設する。

(4) 資格取得の推奨

本校商業科を支えてきた大きな柱として、商業資格取得の実績があり、全国商業高等学校協会主催の検定試験において、3種目以上の1級取得者のさらなる増加を目指すとともに、進学や就職に役立つ商業系の資格をより多く取得させる。

(5) 英語力の強化

英語4技能5領域をバランス良く学び、グローバル化に対応したコミュニケーション能力を身につけるために、外国語指導助手の活用、課題解決型学習の実践、習熟度別指導の導入など、英語力を伸ばすための指導を拡充する。

(6) 探究学習の取組

「総合的な探究の時間」において、川越市の課題など本市に関連したテーマを主題とし、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を踏まえ、市内企業との連携、生徒の課題発表を通じて、地域課題解決の提案に取り組む。

(7) 情報技術（ICT）活用能力の育成

生徒がタブレット端末を所持している状況下で、自らの学習や社会生活に役立てる力を育むために、教員がICTを学習ツールとして使いこなせるように指導するとともに、情報モラルや情報セキュリティに関する教育を行う。

(8) 進学指導の充実

一般入試と推薦入試の両方に対応できる進学指導を目指し、生徒の自己理解を深めるための自己分析、適性検査、個別面談等を実施した上で、学習指導、小論文指導、面接指導等を行い、生徒一人ひとりに合った進学指導をする。

(9) 就職指導の支援

就職活動を行う際、就職希望者それぞれの適性に合った就職先を見つけるために必要な知識や情報を提供するとともに、就職を選択することの強み、自立することの意義などについて理解を深めさせ、就職決定に向けた丁寧な指導をする。

(10) 部活動の活性化

本校の魅力の一つは、生徒が自分の好きな教科の力を伸ばし、部活動など自分の得意な分野に打ち込むことにある。部活動は、学校の活性化に資する力を持っているため、どの部活動も積極的に活動できるよう支援する。

2 入試改革と生徒募集について

(1) 特色選抜の導入

受検生が提出した自己評価資料を参考に、本校への意欲等を重視した面接を実施し、特色選抜においては、面接の配点を高くするなど、本校の目指す学校像、及び入学者の受入れに関する方針に沿った選抜を導入する。

(2) 地域特別選抜の継続

文化・スポーツ等に優れた生徒を地域において育成するという地域特別選抜は、埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項に則り、川越市在住の中学生を対象に継続して実施すべきである。詳細は、埼玉県教育委員会と協議の上、決定すること。

(3) 生徒募集の強化

各科の募集人員の安定的な確保のために、生徒や保護者のニーズを把握した学校説明会や本校への理解を深める部活動体験会などを企画し、他校にはない本校の特色や強みを明確に打ち出して、生徒募集につなげる。

(4) 校種間連携の推進

本校を知ることによって将来的な生徒募集につながる取組となるよう、市内小中学校との連携として、進路ガイダンスや生徒会による高校生活紹介、理科実験やスポーツ教室などの学校体験会を今後も積極的に実施し、本校の魅力を発信する。

3 市内企業、大学等と連携した取組について

(1) 市内企業との連携

明日の川越の産業界を担う人材を育成するため、地域の企業や商店街等と連携して、職業教育や職場体験を行い、専門的な知識、技能の習得とともに、専門分野への関心や職業意識の向上を図る。

(2) 本市イベントへの参加

本市が主催するイベントについて、関係課と連携し、生徒会や部活動の生徒を中心に、希望する生徒から協力を得てイベントに参加することにより、生徒が多様な人々と交流し、社会性を育むことで社会貢献を実感し、地域社会への理解を深める。

(3) 大学等との連携

高校生が大学レベルの教育研究に触れることは、大変意義のあることであり、大学等の教員が本校に出向き、専門的な知識や経験を伝えるような、様々な分野の大学出張講義（出前授業）を実施することで、生徒の学習意欲の向上に繋げる。

(4) 教育連携の推進

協定を締結した大学等と教育連携を推進し、生徒の主体的な活動に繋げるために、オープンキャンパスの活用、高大連携講座への参加、部活動の大学施設の利用などを通じて、高校生が大学で学ぶ機会を作り、進路に対する意識を高める。

(5) 地域貢献の拡大

小学生の勉強を補助する放課後子ども教室への参加、特別支援学校の生徒との交流、野球部の生徒による地域清掃活動などは、自己成長や社会性を養う貴重な経験となるため、地域貢献につながる活動をより一層広げていく。

4 その他

(1) 国際交流の推進

本市の姉妹都市、米国オレゴン州セーレム市のノースセーレム高校と派遣・受入を行っているが、生徒の特長や多様性を踏まえ、世界で通用する教養、国際的視野、コミュニケーション能力等を身につけるために、さらなる国際交流を推進する。

(2) 生徒主体の学校行事

学校行事は、自主性や協調性を育み、学校生活に秩序と変化を与えるため、文化祭、体育祭、修学旅行などを実施しているが、生徒が主体的に学校行事の運営に関わることで、魅力ある学校づくりにつなげる。

(3) 安心できる居場所づくり

生徒がより安心して学校生活を送ることができるように、教室、保健室、図書室など安心感を持てる場所を確保し、スクールカウンセラーの活用や担任以外の教員にも相談できる体制を整える。

(4) 生徒指導の充実

生徒指導は、生徒の自己実現を支援し、社会性の発達を促し、人権感覚を育成するために必要であり、交通安全指導、身だしなみ指導、生活指導などを通じて、問題行動の未然防止につながるように、時代の変化に応じた適切な指導をする。

(5) 中高一貫校の設置

6年間の教育課程で子どもたちの能力を向上させ、進学実績を伸ばすためには、中高一貫校を検討した方が良い。また、公立の中高一貫校は市民からのニーズもある。さらに、附属中学校を目指す児童が増えることで、市内の小学生の学習意欲が向上し、結果として川越市全体の学力向上につながる可能性がある。

過去の検討会議を参考に、出願条件は川越市在住、本校普通科への進学を基本とし、実施形態は併設型で、本校の敷地に中学校の校舎を建設することが望ましい。

(6) 教職員の働き方改革

時間外在校等時間について、月 45 時間以内、及び年 360 時間以内を目標に、管理職を含めた教員一人当たりの業務量の削減と業務の効率化を推進すべきである。

そのためには、埼玉県教育委員会と連携して、新採用教員の採用、本採用教員の人事異動を進めるとともに、本校所属の教員は、10 年を目途に県立高校への異動のサイクルを確立することが適切である。

なお、教頭について、現在の超過勤務の状況を考慮すると複数配置が望ましい。

要望事項

1 今後の「学校運営の方針」の作成にあたって

(1) 本校での検証

意見書にある具体的な施策について、実現可能かどうかを含めて本校で十分検証するとともに、進路指導、学習指導、生徒指導、部活動指導等の現状と課題を分析し、その結果を報告書として、本校から川越市教育委員会へ提出すること。

(2) 庁内会議等の意見

本校からの報告書を基に、学校管理課が主導し、関係する課を招集して、本校が目指す姿とそれを達成するための具体的な方策を検討する。また、その際には意見公募を実施し、市民からの意見を参考にすることにも留意すること。

(3) 学校運営の方針の作成

スクール・ミッション、スクール・ポリシー等、育成すべき資質・能力を明確にした上で、「重要と考えられる視点」、「根本的な考え方である理念」などを提示し、川越市教育委員会として、今後の「学校運営の方針」を作成すること。

(4) 質の高い教育

教員の資質として大切なことは、生徒への深い愛情と人間的な魅力、そして教育者としての使命感である。「学校運営の方針」については、変化する社会に対応しながら教育の質を高めるための長期的な目標として策定すること。

2 先進校視察（山形市立商業高等学校）を踏まえて

(1) 文武両道の推奨

「日本一の商業高校をめざす」という高い志のもと、学問や文化面、運動等の身体面において積極的に取り組み、学校は活気に満ちていた。本校も文武両道を目標とし、学習面だけでなく、部活動や生徒会活動の両方で活力ある学校を目指すこと。

(2) 教育課程の充実

教育課程には、商業に関する3つの学科があり、それぞれ特徴的な選択科目が設定されていた。本校も普通科及び商業に関する学科において、特色に差をつけた選択科目の設定を検討すること。

(3) 進路指導の発展

進路指導では、難関大学から指定校推薦を獲得し、県内有数の企業から求人を確保していた。本校も進学と就職の両面から生徒の進路先を開拓し、進路選択の際には、あらゆる可能性に対応できるようにすること。

(4) 商業科生徒への指導

多くの生徒が全商協会や日本商工会議所が主催する検定に挑戦し、商業探究部では、ワープロ、ビジネス計算、情報処理、簿記等の分野で全国大会に出場していた。本校もさらなる高みを目指して、商業に関する学科の生徒を指導すること。

資料

1 諮問



令和5年3月28日

川越市立川越高等学校教育審議会会長 様

川越市教育委員会教育長 新保 正俊

川越市立川越高等学校の学校運営方針について（諮問）

川越市立川越高等学校は、大正15年、商業都市川越の商業経営後継者の育成を目的に「埼玉県川越商業学校」として創設されました。以来97年、時代の変化に機敏に対応し、移転や校名変更、学科転換等の変遷を経ながら、普通科と商業系学科とを併せ持つ、県下に誇る市立高等学校として、その地位を築いてまいりました。

令和8年に創立100周年を迎えるにあたり、前回の審議会からの答申に基づく施策について、実施状況及び進捗状況を把握し、その効果について検証するとともに、次の100年を見据えさらなる教育の充実を図り、時代の要請と市民の期待に応えるため、学校運営の方針について貴審議会の御意見（答申）を諮問します。

2 審議会条例

○川越市立川越高等学校教育審議会条例

平成二十六年十二月十九日

条例第九十二号

(設置)

第一条 川越市立川越高等学校における教育に関する事項について審議するため、川越市立川越高等学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 学校教育関係団体の代表者
- 四 関係行政機関の職員

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、学校教育部学校管理課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 川越市立川越高等学校教育審議会名簿

選出基準	氏名	選出母体等
学識経験者	青木 勇藤（会長）	元埼玉県立川越高等学校長
	三原 孝志（R4, 5, 6） 小瀬 博之（R7）	東洋大学総合情報学部教授
	大野 好司	尚美学園大学 スポーツマネジメント学部教授
	若林 圭（R4, 5） 高原 央明（R5, 6, 7）	埼玉りそな銀行川越支店長
	長谷部 辰夫	関東信越税理士会川越支部顧問
	蘆田 章吾	株式会社ベネッセコーポレーション 東日本教育支援推進部長
市内の公共的 団体等の代表者	小川 修一郎（R4, 5, 6） 吉田 幸果（R7）	川越商工会議所議員
	永島 慎太郎（R4, 5） 山本 翔吾（R6） 千田 明寛（R7）	川越青年会議所副理事長
	山崎 紀子（R4） 村上 重仁（R5） 原田 正則（R6） 横山 敦子（R7）	川越市小学校長会長
	内野 博紀（R4） 田中 晃（R5） 長井 正邦（R6） 浅野 聡（R7）	川越市中学校長会長
学校教育関係 団体の代表者	目黒 道明（R4） 深野 友也（R5） 小高 竜太郎（R6） 小菅 正章（R7）	川越市立川越高等学校PTA会長
	木村 昌幸（副会長）	川越市立川越高等学校同窓会長
	栗名 裕美子（R4） 中村 美穂（R5, 6） 小島 貴裕（R7）	埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 主幹兼主任指導主事

（委嘱機関：令和5年3月28日（R4年度）～令和7年11月30日（R7年度））

4 川越市立川越高等学校教育審議会開催状況

日程	議題等
第1回 令和5年3月28日	1 諮問（審議会設置の趣旨説明） 2 市立川越高等学校の現状と課題
第2回 令和5年7月12日	1 学校運営の方針についての課題の整理 2 今後の教育審議会に取り上げたい議題の検討
第3回 令和6年1月17日	1 入試改革と生徒募集 2 今後の教育審議会に取り上げたい議題の検討
第4回 令和6年7月10日	1 先進校視察の報告 2 特色ある普通科の教育と商業を重視した実学教育の充実
第5回 令和6年10月15日	1 特色ある普通科の教育と商業を重視した実学教育の充実 2 市内企業、大学等と連携した取組
第6回 令和7年1月21日	1 特色ある普通科の教育と商業を重視した実学教育の充実 2 市内企業、大学等と連携した取組 3 スクール・ミッションとスクール・ポリシー
第7回 令和7年7月8日	1 答申案 2 中高一貫校 3 教職員の働き方改革
第8回 令和7年10月14日	1 答申案 2 中高一貫校